

3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、國家公安委員会の意見をきかなければならない。

第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要な路上駐車場の配置及び規模に関する計画（駐車料金の徴収に関する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という。）を定め、建設大臣の承認を受けなければならぬ。この場合において、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

第五条 都道府県知事は、前項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者者をいふ。以下同じ。）の意見をきかなければならない。

第六条 都道府県知事は、第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者者に通知しなければならない。

第七条 前項の規定は、路上駐車場設置計画を変更しようとする場合及びその変更について建設大臣の承

る指定をしようとする場合においては、あらかじめ、國家公安委員会の意見をきかなければならない。

第三章 路上駐車場

（路上駐車場設置計画）

第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要な路上駐車場の配置及び規模に関する計画（駐車料金の徴

収に関する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という。）を定め、建設大臣の承認を受けなければならぬ。

第五条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市）。以下同じ。）は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

第六条 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地区公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

第七条 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廢止するものとする。

第八条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところによつては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者者に通知しなければならない。

第九条 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者者に通知しなければならない。

第十条 建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長

は、駐車場整備地区内の路外駐車場の供用を開始しようとするとき、あらかじめ、その業務の運営に必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

第十一條 道路管理者である地方公共団体は、政策で定めるところによつては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者者に通知しなければならない。

第十二條 都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場の管理に要する費用に充ててはならない。

第十三條 駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするとき、あらかじめ、その業務の運営に必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

第十四條 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廢止しようとするとき

一 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合

二 深夜その他の自動車交通の少ない時間であつて政令で定める時間内において駐車する場合

三 前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえないと認められる額をこえてはならない。

四 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれたり者から、その免かれた額のはか、その免かれた額の二倍に相当する額を罰増金として徴収することができる。

五 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による罰増金について準用する。

六 第七条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

七 第八条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

八 第九条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

九 第十条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十 第十一条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十一 第十二条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十二 第十三条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十三 第十四条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十四 第十五条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十五 第十六条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十六 第十七条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十七 第十八条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十八 第十九条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

十九 第二十条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十 第二十一條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十一 第二十二條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十二 第二十三條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十三 第二十四條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十四 第二十五條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十五 第二十六條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十六 第二十七條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十七 第二十八條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十八 第二十九條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

二十九 第三十條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十 第三十一條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十一 第三十二條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十二 第三十三條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十三 第三十四條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十四 第三十五條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十五 第三十六條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十六 第三十七條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十七 第三十八條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十八 第三十九條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

三十九 第四十條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

四十 第四十一条 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

四十一 第四十二條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

四十二 第四十三條 第二項の規定による割増金を、路上駐車場設置計画により設置する路外駐車場の設置する費用に充てるよう努めなければならない。

届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

(駐車場管理者の責務)

第十五条 駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十二条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。

第十六条 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関することを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができる。(道路の地下等の占用)

第十七条 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律

による占用の許可を与えるものとする。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができることとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十二条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(道路の地下等の占用)

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定によるとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができる。

(道路の地下等の占用)

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内及びその周辺の条例で定める区域内において、延べ面積が三千平方メートル以上の建築物の新築をし、又は延べ面積が三千平方メートル以上の増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができる。

2 建築基準法第三条第三項の規定は、前項の規定に基く条例の施行又は適用の際現に新築又は増築の工事中の建築物が当該条例の規定に適合しない場合について準用する。

3 第二十二条 第二条、第三条第一項の規定は、前項の規定によるとする者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該は正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

4 第二十三条 第二条、第三条第一項の規定は、前項の規定によるとする者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることとする。

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(道路交通取締法の一部改正)

第二十四条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

2 都道府県知事は、前項の規定にして一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(路外駐車場に関する経過措置)

この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場

3 第二十五条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

4 第二十六条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路交通取締法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

5 第二十七条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(建設省設置法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

6 第二十八条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(土地収用法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

7 第二十九条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

8 第三十条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

9 第三十二条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

10 第三十三条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

11 第三十四条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

12 第三十五条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

13 第三十六条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

14 第三十七条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

る技術的基準に適合しない場合につて準用する。

(道路交通取締法の一部改正)

第二十一条 第二条第一号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

2 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

3 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

4 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

5 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

6 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

7 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

8 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

9 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

10 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

11 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

12 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

13 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

14 年法律第百十三号の規定による罰金に處する。

(道路法の一部改正)

この法律の施行の際都市計画

線」を加え、同条第二項中「道路標識」の下に「及び区画線」を加える。

【中山福蔵君登壇、拍手】

○中山福蔵君、ただいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案

並びに駐車場法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、建築士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建築士法は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、業務と責任の範囲を明らかにし、建築物の質の向上をはかる目的をもつて昭和二十五年に制定されたものであります。

本改正案は、同法施行の実情にかんがみ、建築士の業務範囲の拡張と、新たに建築士会に関する規定等を設けようとするものであります。その内容を申し上げますと、第一は、現在、建築士でなければ設計または工事監理をしてはならない建築物の範囲がきめられておりまして、木造については、延べ面積が百五十平方メートルをこえる建築物となつておりますが、今回これを百平方メートルに下げ、建築物の質の向上と確保をはかるようにしたことあります。第二は、建築士会に関する規定についてであります。これまで建築士は都道府県の区域ごとに記し、建築士は都道府県の区域ごとに建築士会、または全国を単位として建築士会連合会を設立することができるのこととし、建築士の品位の保持と業務の進歩改善をはかることにしておりま

す。第三は、本改正による建築士の業務範囲の拡張に伴い、木造物の設計、監理等の需要に対し渋滞を来たさないよう、特例として、二級建築士の免許申請について御報告申し上げます。

委員会における質疑のおもなる点は、建築士の設計監理によるべき木造建物の規模を百平方メートルに引き上げることによって生ずる影響、二級建築士の選考の具体的方法並びに建築士会の性格等に関するものであります。が、詳細については会議録で御承知を願います。

かくて質疑を終了、討論を省略して、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。次に、駐車場法案について申し上げます。

本法案は、最近の都市における自動車交通量の激増に対処するため、自動車の駐車のための施設について総合的施策を講じ、もつて道路交通の円滑化をはかり、都市の機能の維持及び増進に寄与しようとするものであります。その内容のおもなる点について申し上げますと、第一に、駐車場整備地区的制度を講じ、もつて道路交通の円滑化をはかり、都市の機能の維持及び増進に寄与しようとするものであります。その内容のおもなる点について申し上げますと、第一に、駐車場整備地区的制度を設けたことであります。すなわち建設大臣は、商業地域内の自動車交通が混雑する地区について、都市計画法の定める手続によって、都市計画の制度を設けたことであります。すなわち建設大臣は、駐車場整備地区を指定できることといたしております。第二に、建設大臣は、駐車場整備地区内の路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定し、地方公共団体は、これに従つて路外駐車場の整備に努めなければならぬことといたしております。

また、一定規模以上の路外駐車場の構造及び設備は、政令で定める基準によることとし、さらに料金を徴収するものについては、その設置、管理及び業務の運営について所要の規定を設けるとともに、これが違反に関する措置を定めています。第三は、都道府県知事は、駐車場整備地区について、その地区的路外駐車場によつては満たされないこととし、道路管理者である地方公共団体は、この計画に基いて路上駐車場を設置することといたしております。なお、その利用者から駐車料金を徴収することができるところとし、料金の使途その他必要な事項を定めておきます。第四に、地方公共団体は、駐車場整備地区及びその周辺において三千平方メートル以上の建築物が新築、増築される際にして、その建築物に駐車場の設置を義務づける条例を制定できるようにいたしております。

本法案の審議に当つては、運輸委員会と連合審査会を開会する等、きめ方慎重な態度をとつたのであります。委員会における質疑のおもなる点を申上げますと、路上駐車場及び路外駐車場の配置、構造、設備等の基準の政令内容、また、大規模建築物における駐車施設の位置を既存の建物に及ぼさなかつた理由及び新築、増築とともに三千平方メートル以上とした理由、その他駐車場管理者の注意義務、料金徴収の方法等であります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り、討論には発言者がなく、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

造及び設備は、政令で定める基準によることとし、さらに料金を徴収するものについては、その設置、管理及び業務の運営について所要の規定を設けることとし、これが違反に関する措置を定めています。第三は、都道府県知事は、駐車場整備地区について、その地区的路外駐車場によつては満たされないこととし、道路管理者である地方公共団体は、この計画に基いて路上駐車場を設置することといたしておきます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

において「前年度の基準財政需要額」という)の百分の百三十に満たないこととなる市町村については、前項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十以上に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模な償却資産が二以上あるときは、当該大規模な償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村納付金を納付することとなる場合において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本条及び第十二条第二項において「新設大規模償却資産」という。）がある場合には、当該こえることとなつた最初の年度から五年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに第五项に基く政令の規定の例により、前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同項（ただし書を除く。）の規定を適用し、当該新設大規模償却資産が二以上ある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産との計算方法は、地方税法第三百四十九条の五第三項及び第四項に基く總理府令の規定の例による。

四　自治厅長官は、第一項の規定によつて公社が所有する固定資産の価格等を市町村に分配した後に、おいて当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第一項の規定によつて配分した当該公社が所有する固定資産の価格等を修正する必要が生じたときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総理府令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において当該公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができる。「を「金額以上の額であるため、」に改める。

第十六条第一項中「及び第二項」の下に並びに第五条の二を加え、同条第二項中「及び第二項」の下に「並びに第五条の二」を加え、「金額をこえるため、」に改める。

第十七条第二項中「第五条」の下に「及び第五条の二」を加える。

第十九条第一項中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第二十二条の二中「課税標準となるべき額の十分の五の額」を「課税標準となるべき額の十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつて同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

附

則 第二項の価格の十分の
改める。

第五条の見出し中「課税標準額」を「課税標準額等」と改め、同条第一項中「国税又は地方税の課税標準額」を「国税若しくは地方税の課税標準額等」に改め、同条第三項中「国税若しくは地方税の課税標準額」を「国税若しくは地方税の課税標準額又は市町村交付金若しくは都道府県交付金の交付金算定標準額若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金の納付金算定標準額」に改め、「その課税標準額等」を「その課税標準額又は金算定標準額」に改める。

第二十二条条中「その他の市町村交付金及び都道府県交付金の納付額を、市町村納付金及び都道府県交付金並びに市町村の廃置分合又は境域変更がある場合（都道府県の境域にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の規定の適用」に改める。

3 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表道府県の項中「第五条に規定する大規模の償却資産」の下に「又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産」を加え、「第五条の規定により」を「第五条又は第五条の二の規定により」に改め、「当該大規模の償却資産」の下に「又は新設大規模償却資産」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第三百四十八条第二項ただし書中「使用する場合においては、」の下に「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第五項の規定がある場合を除き、」を加える。

○本多市郎君登壇、拍手

に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度予算の範囲内で助成交付金を交付することといたしまして、その予算は、本年度五億円計上されております。第二に、助成交付金の交付の基準は政令で定めるものとし、交付に関する事務は、これまた政令の定めるところにより自治庁長官が行うものとし、その他必要な事項は政令の定めるところに譲っております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法規の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の大体の内容、すなわち改正の要点を申し上げますと、その第一

條に「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第五項の規定がある場合を除き、」を加える。

○本多市郎君登壇、拍手

かる納付金算定期額の限度を定める規定は適用しないものといたしております。第二は、日本国有鉄道が、直接その本来の事業の用に供するためには借り受けている車両で、政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、市町村納付金の対象とするものといたしております。第三は、自治庁長官が、公社の所持する固定資産の価格等を決定し、これを当該固定資産所在の市町村に配分した後において、その配分した価格等に錯誤があることを発見した場合には、翌年度においてこれを修正するものとし、また、交付金または納付金の算定期額及び交付金額または納付金額の端数計算の方法を改め、その他、規定の整備をはかることといたし

ておられます。

一、助成交付金の予算計上額は過少であるから、少くとも当該資産に対する固定資産税相当額まで増額すること。

二、助成交付金は、固定資産相当額より下回るもののあつては、配分に当つて当該市付金額の端数計算の方法を改め、その他、規定の整備をはかることといたしておられます。

右決議する。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、輸出加額委員は、「(一)本法案による助成

交付金は、固定資産相当額より下回るものであつては、配分に当つて当該市付金額の端数計算の方法を改め、その他、規定の整備をはかることといたしておられます。

右決議する。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、技術士法案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたしました。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。両案に

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。両案に

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。両案に

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

の事務に従事するもの」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(役員の解任)

第三十二条の二 通商産業大臣は、

第二十八条第五項(第二十九条第

二項、第三十条第三項又は第三十

一条第二項において準用する場合

を含む)の規定により規制命令に

係る事務を処理する輸出組合、輸

入組合又は輸出入組合の役員であ

つてその事務に従事するものがそ

の事務を不適当に処理し、又は役員

たるに適しない非行をしたと認め

るときは、これを解任することが

できる。

第七章 指定機関

第三十二条の二の次に次の二章を

加える。

(指定機関)

第三十二条の三 輸出業者は、貨物

の種類ごとに政令で定める法人

(以下「指定機関」という。)から購

入したものでなければ、政令で定

める種類の貨物(以下「指定貨物」

といふ。)をその種類ごとに政令で

定める仕向地(以下「指定仕向地」

といふ。)に輸出してはならない。

ただし、通商産業省令で定める場

合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限つて定めており、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出取引の秩序の確立又は輸

出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めていること。

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の受託を含む。以下同じ。)及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するこ

と。

三 当該法人が申出をしたこと。

第三十二条の四 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣

は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指

定仕向地に輸出すべき当該指定貨

物の販売の業務を行う事業所の所

在地を官報に公示しなければなら

ない。これに変更があつたとき

も、同様とする。

(業務)

第三十二条の五 指定機関は、当該

指定仕向地に輸出すべき当該指

定仕向地に輸出すべき当該指

2 指定機関は、指定業務を誠実かつ公正に行わなければならない。

(業務の方法)

第三十二条の六 指定機関は、指定

機関となつた後遅滞なく、指定業

務について業務の方法を定め、通

商産業大臣及び当該指定貨物につ

いての主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

(定款の変更等)

第三十二条の九 指定機関の役員の

選任及び解任、定款の変更、利益

金の処分、合併並びに解散の決議

は、通商産業大臣及び当該指定貨

物についての主務大臣の認可を受

けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任)

第三十二条の十 通商産業大臣及び

当該指定貨物についての主務大臣

は、指定機関の業務を行なう役員が

この法律若しくはこの法律に基く

命令に違反したとき、又は第三十

二条の六第一項の認可を受けた業

務の方法によらないで指定業務を

行つたときは、これを解任するこ

とができる。

(監督命令)

第三十二条の十一 通商産業大臣及

び当該指定貨物についての主務大

臣は、この法律の施行に必要な限

度において、指定機関に対し、そ

の業務に關し監督上必要な命令を

することができる。

(報告及び検査)

第三十二条の十二 通商産業大臣及

び当該指定貨物についての主務大

臣は、この法律の施行に必要な限

度において、指定機関からその業

務若しくは経理の状況に關する報

告を徵し、又はその職員に、指定

機関の事務所、事業所若しくは倉

庫に立ち入り、帳簿書類その他の

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人に提示しなければならない。

(準用)

第三十二条の十三 第三十二条の規

定は、指定機関の役員又は職員で

あつて、指定業務に從事するものに準用する。

(第三十二条の前に次の章名を加える)

第三十二条の十四条 雜則

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第八章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第九章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十一章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十二章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十三章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十四章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十五章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十六章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十七章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十八章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第十九章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十一章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十二章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十三章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十四章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十五章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十六章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

(第二十七章 雜則)

第三十三条第二項中「部分以外の

部分」の下に「及びこれ」を加え、同

条に次の一項を加える。

九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。) 第十九条(第十九条の二)に改め、同条第二項中「第六条第三項」の下に「又は第三十二条の十」を加える。

第三十九条第一項中「処分」の下に「又は第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

「第七章 罰則」を「第九章 罰則」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条の二 第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をなし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八条第四項」を「若しくは第二十八条第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第四十三条第四号中「第三十二条の下に（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二 第三十二条の六第一項又は第三十二条の七第一項の認可を受けないで、指定業務を行つたとき。

三 第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

第四十五条第三号中「又は第百五条の四」を「若しくは第百五条の四又は第三十二条の十一第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。第四十五条の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は

職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。

二 第三十二条の十二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二 指定機関が第三十条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万元以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号の六中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

4 連輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六の二中「認可する」を「認可し」、及びその

物資に係る指定機関を監督する」に改める。
第二十四条第一項第五号の三の二及び第二十七条第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物資に係る指定機関の監督」を加える。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号中「認可する」を「認可し、並びに指定機関を監督する」に改める。

技術士会(第三十六条(第三十七条)
〔第三十八条・第三十九条〕
〔第四十条・第四十一条〕」
に改める。

第三条第四号中「第三十七条」を
「第三十九条に改める。

第三十九条第三号中「第三十七条」
を「第三十九条」に改め、同条を第四
十一条とし、第三十八条を第四十条
とする。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」
に改める。

第三十七条を第三十九条とし、第
三十六条を第三十八条とする。

「第六章 雜則」を「第七章 雜則」
に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第六章 日本技術士会
(設立)

第三十六条 技術士は、全国を区域
とする一の日本技術士会と称する
民法(明治二十九年法律第八十九
号)第三十四条の規定による法人
を設立することができる。

(目的)

第三十七条 日本技術士会は、技術
士の品位の保持及びその業務の進
歩改善に資するため会員の指導及
び連絡に関する事務を行うことを
目的とする。

附則第三項中「第三十七条」を「第
三十九条」に改める。

一、委員会の決定の理由

本法案は、既に歐米において、
高度な発達を遂げ顯著な実績を挙
げている技術士制度をわが国に確
立するため、技術士の業務、技術
士となるための資格、技術士の守

るべき義務、技術士の特典としての名称独占等技術士の業務の適正化を図るための措置を規定したものである。なお委員会としては技術士制度運用の効率化を図るために、

公益法人日本技術士会を設立し、

技術士の品徳の保持と業務の進歩改善に必要な指導及び連絡を行う組織体を設置することができるよう修正したが、本案は、わが國科

学技術の向上のため妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行に要する費用として、本年度約十五万円が予算に計上されている。

技術士法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月三十日
参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長益谷秀次

技术士法案
技术士法
目次

第一章 総則(第一条・第三条)
第二章 試験(第四条・第十三条)
第三章 登録(第十四条・第二十一条)

三条) 第四章 技術士の義務(第二十四条
第五章 技術士審議会及び技術士
第六章 雜則(第三十六条・第三
十七条)

試験委員(第二十七条)
第三十五条) 第二十六条)
第一条 雜則(第三十六条・第三
十七条)

第七章 調則(第三十八条・第三十九条)

（目的） 第一章 総則

第一条 この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「技術士」とは、第十四条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行ふことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

（欠格条項）

第三条 次の各号の一に該当する者は、技術士となることができない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けた日から二年を経過しない者
三 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その处分を受けた日から二年を経過しない者

第六条 次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。
一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に

五 第十九条 第二号又は第十九条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

六 弁理士法（大正十年法律第一百号）第十七条第一項の規定により業務を禁止された者、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十二条第二号の規定により登録をまつ消された者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地屋敷調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第十三条第一項第三号の規定により登録の取消の処分を受けた者で、これらの处分を受けた日から二年を経過しないもの

七 第二章 試験

（技術士試験の種類）
第四条 技術士試験を分けて、予備試験及び本試験とする。

（予備試験）

第五条 予備試験は、技術士となるのに必要な基礎的学力を有するかどうかを判定することをその目的とした、理学、工学、農学その他総理府令で定める自然科学に属する科学の部門（以下「科学部門」といふ）に行なうことにする。

（技術士の資格）

第六条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

2 本試験は、予備試験に合格した者は又は前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（受験手数料）
第九条 予備試験又は本試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

（登録簿）
第十四条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿（以下「登録簿」という。）に、氏名及び住所、事務所の名称及び所在地、生年月日、合格した本試験の技術部門その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録証）
第十五条 登録簿は、科学技術厅に備える。

第十条 予備試験又は本試験に合格した者には、それと該試験に合格したときは、申請者に技術士登録証（以下「登録証」といふ）を交付する。

よる大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者

（本試験）

二 前号に該当する者のほか、政令で定めるところにより、自然科学に関し前号の一に該当する者と同等以上の基礎的学力を有すると認められる者

（合格の取消等）

第十二条 科学技術厅長官は、不正当の手段によつて予備試験又は本試験を受け、又は受けようとした者

（試験の執行）

第十三条 この章に規定するもののほか、科学部門、技術部門、試験科目、受験手続その他予備試験及び本試験に關し必要な事項は、総理府令で定める。

（試験の細目）

第十四条 第二章の規定するもの

とを禁止することができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めてその試験を受けさせないことができる。

（試験の細目）

第十五条 本試験は、予備試験に合格した者は又は前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第十六条 科学技術厅長官は、技術士の登録をしたときは、申請者に

（登録証）

第十七条 第二号又は第十九条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

（登録証）

第十八条 第二章の規定により業務を禁止された者、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十二条第二号の規定により登録をまつ消された者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地屋敷調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第十三条第一項第三号の規定により登録の取消の処分を受けた者で、これらの处分を受けた日から二年を経過しないもの

（登録証）

第十九条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十一条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十二条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十三条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十四条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十五条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十六条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十七条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十八条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第二十九条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十一条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十二条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十三条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十四条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十五条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十六条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十七条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十八条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第三十九条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十一条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十二条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十三条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十四条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十五条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十六条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十七条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

第四十八条 本試験に合格した者は、技術士の資格を有する。ただし、予備試験に合格した者は、前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るもの）を除く。）に

関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他の政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（試験の細目）

- 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

 - 一 登録の年月日及び登録番号
 - 二 氏名及び住所並びに事務所の名称及び所在地
 - 三 生年月日
 - 四 合格した本試験の技術部門（登録証等の訂正）

第十七条 技術士は、前条第二項第二号又は第四号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長官に登録証を提出し、訂正を受けなければならぬ。

二 科学技術庁長官は、前項の規定により登録証の記載事項の訂正を行つたときは、第十四条の登録簿の登録事項の訂正をしなければならない。

（登録の取消等）

第十八条 科学技術庁長官は、技術士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

 - 一 第三条各号の一に該当するに至つた場合（同条第五号に該当する場合を除く。）
 - 二 虚偽又は不正の事実に基いて登録を受けた場合

第十九条 科学技術庁長官は、技術士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ずることができる。

（登録の取消等の手続）

第三十条 科学技術庁長官は、技術士に第十八条第二号又は前条に該当する事実があると思料するとき

は、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

前項の規定により出頭又は鑑定人を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録の消除)

第二十一条 科学技術庁長官は、技術士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録手数料等)

第二十二条 第十四条の規定により登録を受けようとする者、第十七条第一項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(登録の細目)

第二十三条 この章に規定するもののはか、登録の手続、登録証の再交付及び返納、登録の消除その他技術士の登録に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章 技術士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 技術士は、技術士の信用を傷つけ、又は技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十五条 技術士は、正当の理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。技術士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称表示の場合の義務)

第二十六条 技術士は、その業務に

関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門の全部又は一部を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第五章 技術士審議会及び技術士試験委員

(技術士審議会)

第二十七条 科学技術庁に、技術士審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二十八条 審議会は、技術士に関する重要事項並びに技術士の登録の取消及びその名称の使用の停止に関する審議する。

第二十九条 審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

(会長)

第三十条 審議会の会長は、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第三十一条 委員は、関係行政機関の職員及び技術士に関する事項について識見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術士試験委員)

第三十二条 科学技術庁に、技術士

試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く。
2 技術士試験委員の定数は、政令で定める。

3 技術士試験委員は、技術士試験を行つて必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行などに、審議会のすいせんに基き、科学技術庁長官が任命する。

(委員等の勤務)

第三十三条 審議会の委員及び技術士試験委員は、非常勤とする。

(不正行為の禁止)

第三十四条 技術士試験委員その他技術士試験の事務をつかさどる者は、試験の執行について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(議事手続等)

第三十五条 この章に定めるもののはか、審議会の議事その他その運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(業務に対する報酬)

第三十六条 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

(名称の使用の制限)

第三十七条 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第七章 罰則

第三十八条 第二十五条の規定に違反した者は、「一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処す

第二十一条第一項の表中

第二十一条第一項の表中		審議会	技術士試験委員会	審議會	科学技術審議会
科学技術審議会	科学技術審議會	技術士試験委員会	技術士試験を行ふこと。	技術士に関する重要事項及び技術士の登録の取消等の処分に關し審議すること。	科学技術に関する重要な事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。
科学技術審議會	科学技術審議會	科学技術審議會	科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。	科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。	科学技術に関する重要な事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。

（経過規定）

2 予備試験又は本試験は、第十一
条の規定にかかるらず、昭和三十
二年においては行わないことがで
きる。

3 この法律の施行の際現に技術士
又はこれに類似する名称を使用し
ている者は、第三十七条の規定に
かかわらず、昭和三十三年八月三
十一日までは、なお從前の名称を
使用することを妨げない。

（科学技術庁設置法の一部改正）

4 科学技術庁設置法（昭和三十一
年法律第四十九号）の一部を次の
ようにより改正する。

第四条第十号の次に次の「号を」
加える。

十の二 技術士試験を行い、及
び技術士を登録すること。

第六条中第十一号を第十二号と
し、第十号の次に次の「号を」加え
る。

十一 技術士に関すること。

○松澤兼人君登壇、拍手)
した輸出入取引法の一部を改正する法律案並びに技術士法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。

輸出入取引法は、不公正な輸出取引を防止し、輸出取引と輸入取引の秩序を確立して、外國貿易の健全な発達をはかることを目的としておりますが、輸出、輸入ともに過当競争がなお依然として行われており、ひとり我が国貿易の健全な発展をはかるためだけでなく、国際貿易の円滑に寄与するためにも、このような過当競争を排除して、輸出取引、輸入取引の秩序の確立をはかるうとするものであります。

その改正点の第一は、輸入協定の締結事由の制限の緩和であり、第二は、アウトサイダー規制命令にかかる事務の新設であります。その内容を申し上げますと、第一点は、国内の関係事業者

等に不利益及ぼさない限りにおいて、相手国で輸出取引における競争を制限し、わが国で輸入取引が過当競争になつて、一般的の国際的取引条件に比べて不利な輸入取引条件を課せられる場合に、今後、協定の締結を認めることとし、なための協定も新たに認めることであります。第二点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務の一部を輸出組合、輸入組合、輸出入組合に処理させることができることとするとともに、この事務処理をする組合の役員が不適に事務を処理した等の場合には、通産大臣がこれを解任することができるこであります。第三点は、輸出業者と生産業者または販売業者との中間に共同の買い取り機関か、販売機関があつて、輸出業者は、この指定機関から購入したものに、特に必要があれば、政令でその買い取り機関等を指定しまして、輸出業者には、この指定機関から購入したのでなければ輸出ができないことにするのであります。この指定機関の運営

か等について、各委員から熱心な質疑が行わるとともに、特に参考人を招いて意見を聴取する等、慎重に審議を行いましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。質疑が終って討論に入りましたところ、まず近藤委員から、古池、近藤、豊田、大竹の各派委員からなる共同修正案及び同じく共同提案になる付帯決議案が提出されました。

まず、修正案の要点を申し上げますと、第一点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務を処理する組合の役員ですが、この事務を不适当に処理した等の場合に、その役員を解任することができるようになります。第二点は、解任を勧告する程度に改め、実際の解任は組合の総会によるが、正当の理由がない限り組合は解任しなければならないこととするのであります。第三点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務を処理させる場合の政令の制定、改廃については、輸出入取引審議会に諮問することとしよふとするものであります。

重を期すること。以上であります。なお、近藤委員から、それぞれの趣旨の説明がなされ、あわせて「本法案が官僚統制強化、組合の公団化、大商社の利益壟斷等の心配もあるが、過当競争による弊害を除去することも、やむを得ざる措置として必要であることを認める」旨の意見を開陳され、修正を行ひ、付帯決議を付することを条件として賛成の意を表明されました。次いで古池、豊田、大竹の各委員から、それぞれ修正案及び付帯決議案に対する賛成の意見が述べられました。

かくて討論を終り、採決に入り、まず、近藤委員外三名の共同修正案を採決しましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたが、同様、全会一致をもつて可決いたしました。よって本改正案は、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定した次第であります。

最後に、近藤委員提案になる共同付帯決議案を採決いたしましたところ、

は、通産大臣とその貨物の主務大臣が共管で監督し、業務方法、事業計画を認可制とする等の規定を設けてあります。

次に、付帯決議案を申し上げます。

政府は、本法の施行に当つては特に次の諸点に注意すべきである。

一、特定機関の乱立を防止するとともに、該機関並びに規制事務の整理を行う組合の運営については、大企業に偏ることなく、中小企業の利益を十分に尊重するよう配慮すること。

二、本法を、政府によつて貿易が統制される相手国との貿易等に適用することは、真に必要やむを得ざる場合に限ることとする。

「第一項及び前項」に改め、同項を同一条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前条に規定する場合には、同条の規定により運輸大臣の指定する資格又はこれより上級の資格の海技従事者でなければ、当該船舶においてその指定する職の船舶職員として乗組むことができる。

3 前条に規定する場合には、同条の規定により運輸大臣の指定する資格又はこれより上級の資格の海技従事者でなければ、当該船舶においてその指定する職の船舶職員として乗組むことができる。

おいて、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、運輸大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定による处分に係る船舶について、同項に規定する実事がなくなつたと認めるとときは、直ちに、その处分を取り消さなければならない。

第二十二条中「船舶職員として乗組むことができる」に改め、同条の次に次の二項を加える。
(航行の差止め)

第二十二条の二 運輸大臣は、第十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十条の二の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合に

(報告等)
第二十九条の二 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要な限度において、船舶所有者に対し、船舶職員の乗組若しくは船舶の運航の状況について報告させ、又はその職員に、船舶に立ち入り、帳簿書類若しくは海技免状を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十九条第三項の規定による命令又は第二十二条の二第一項の規定による处分に違反した者は、若しくは第二十九条の二第四項の規定による命令又は第二十二条の二第一項から第三項までに改め、同条第一号中「第二十一条第一項又は第二項を第二十一一条第一項から第三項まで」として、若しくは第二十九条の二第一項の規定による命令又は第二十二条の二第一項から第三項までに改め、同条第一号を加える。

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。
第三十三条 第二十九条第一号中「五百円」を「八百円」に、「百円」を「二百円」に改め、同条に次の二項を加える。
一 第十九条第二項、第二十三条第一項は第二十二条の二第一項の規定による命令又は第二十二条の二第一項から第三項までに改め、同条第一号中「第二十一条第一項又は第二項を第二十一一条第一項から第三項まで」として、若しくは第二十九条の二第一項の規定による命令又は第二十二条の二第一項から第三項までに改め、同条第一号を加える。

第三十四条 第十九条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対する虚偽の陳述をした者は、第三十二条を次のように改める。
二 第二十九条の二第四項の規定に違反して海技免状を提示しなかつた者は、第三十二条を次のように改める。
附則第九項中「その者の申請」を「昭和三十三年十月十四日までのそ
の者の申請」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改め、別表第五及び別表第七を削り、別表第六を別表第五とす。

		別表第一			
		船	舶	船	舶
		舶	舶	舶	舶
総トン数五トン未満の船舶で旅客運送の用に供するもの	総トン数	船	舶	船	舶
百トン未満のもの	四十馬力以上の推進機関を有しないもの	船	舶	船	舶
満の帆船及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船	満の帆船及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船	機	閥	機	閥
総トン数二百トン以上のもの	総トン数二百トン未満のもの	機	閥	機	閥
機	閥	機	閥	機	閥
長	長	長	長	長	長
乙種二等機閥士	乙種二等航海士	丙種機閥士	丙種航海士	丙種機閥士	丙種航海士
総トン数二百トン以上五百トントン未満のもの	総トン数二百トン以上五百トントン未満のもの	機	閥	機	閥
機	閥	機	閥	機	閥
長	長	長	長	長	長
乙種二等機閥士	乙種二等航海士	丙種機閥士	丙種航海士	丙種機閥士	丙種航海士

		平水区域を航行区域とする船舶			
		総トン数五百トン以上千トン未満のもの		船	舶
		総トン数五百トン以上千トン未満のもの		機	閥
総トン数五百トン以上二千トントン未満のもの	総トン数五百トン以上二千トントン未満のもの	機	閥	機	閥
機	閥	機	閥	機	閥
長	長	長	長	長	長
乙種二等機閥士	乙種二等航海士	丙種機閥士	丙種航海士	乙種二等機閥士	乙種二等航海士
総トン数五百トントン未満のもの	総トン数五百トントン未満のもの	機	閥	機	閥
機	閥	機	閥	機	閥
長	長	長	長	長	長
乙種二等機閥士	乙種二等航海士	丙種機閥士	丙種航海士	乙種二等機閥士	乙種二等航海士

沿海区域を航行区域とする船舶及び第一種の從業制限を有する漁船

近海区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の從業制限を有する漁船で乙区域内において從業するもの

運輸省令で定めるその他の船舶

運輸省令で定めるその他の船舶
備考 乙区域とは、東經百八十度、南緯十三度、東經九十四度及び北緯六十三度の線に
運輸省令で定める船舶職員
運輸省令で定める資格

別表第二

別表第四

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特別に関する法律の廃止)

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特別に関する法律(昭和二十九年法律第十号)は、廃止する。

(経過規定)

この法律の施行の際現に効力を有する海技従事者の免許は、改正前第八条第一項又は船舶職員法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第十七号)附則第二項の規定にかかわらず、有効期間の定めのないものとみなす。

この法律の施行の際現に存する船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

改正後の第十九条第二項の規定は、この法律の施行の際現に航海中の船舶については、その航海が終了するまでの適用しない。(乙種船舶通信士等の資格についての免許に関する特例)昭和三十四年九月三十日までは、乙種船舶通信士及び内種船舶通信士の資格についての海技従事者の免許は、第六条第一項第一号

の規定にかかわらず、十八歳以上二十歳未満の者についても、与えることができる。

前項の規定により、二十歳未満で乙種船舶通信士の資格についての免許を受けた者は、二十歳に達するまでは、通信長として乙種船舶通信士の資格の海技従事者を乗組ませるべき船舶については、

その免許を受けなかつたものとみなす。

[戸叶武君登壇、拍手]

○戸叶武君 ただいま議題となりました船舶職員法は、船舶職員、すなわち船長、機関長、一等、二等、三等の航

議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律の施行の際現に存する

船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する

船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する

船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する

船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する

船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十一年十月三十一日(この法律の施行の際現に本邦外にある船舶においては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日)までは、なお従前の例による。

け、五年ごとの更新制を定めておりますが、改正法律案では、この免許の有效期及びその更新制を廃止することになります。第三は、船舶職員の資格を確保するため運輸大臣の監督規定を強化することになります。すなわち、船舶が航海中に欠員を生じた場合、補充命令をなし得ることとし、またこの命令及び船舶職員の資格定員の規定に違反した場合は、当該船舶の航行の差し止めをなし得ることになります。第四

は、通信長の制度を新設いたしまし

て、従来の一等船舶通信士を通信長に改めることになります。第五は、乙種

及び丙種の船舶通信士の資格の最低免

許年令を、暫定的に二年間、二十才よ

り十八才に引き下げる」とあります。

さて、質疑に入りましたところ、松浦委員より、「この法律案は、官民の

関係専門家より構成されている海上航行安全審議会において十分慎重審議の上まとめられた答申に基づいて立案の上提出されたものであるから、この際、

〔審査報告書は都合により追録にめます。〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いずれも仲裁裁定実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲裁裁定につきましては、政府はこれを尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資金運用部、郵便貯金、簡易生命保険及

郵便年金の三特別会計予算の補正を内容とし、昭和三十一年度政府関係機関

予算補正(機第1号)は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

〔苦米地義三君登壇、拍手〕

○苦米地義三君 登壇となりました昭和三十一年度特別会計予算補

正(特第2号)及び昭和三十一年度政府

関係機関予算補正(機第1号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

範囲に改正することになります。第二

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予

算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

範囲に改正することになります。第二

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予

算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

範囲に改正することになります。第二

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予

算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

範囲に改正することになります。第二

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予

算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

いては、事業遂行に支障を来たさない範

範囲に改正することになります。第二

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十一年度特別会計予

算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)

この予算補正是、いすれも仲裁裁定

実施に伴うものであります。今回、公

共企業体等労働委員会から出された仲

裁裁定につきましては、政府はこれを

尊重実施することにしておりますが、

その予算上、資金上の措置について

は、専売、国鉄、電電の三公社及び郵

政事業特別会計は、予算の補正によ

り、また造幣局、印刷局、国有林野事

業及びアルコール専売事業の四特別会

計については、予算総則の規定による

移用流用等によって措置することにし

ております。従つて、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)は、郵政

事業特別会計予算とそれに関連する資

本年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、日本専賣公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社各予算の補正を内容とするものであります。

裁定実施のための財源措置といいたしましては、実員に對して基準内給与予

算単価につき、おおむね千二百円を増額した金額及びこれに伴う基準外給与

の所要額を計上することにし、それに

対する財源は、まず既定給与額内に

財源を充當して、なお不足する額につ

既定経費から捻出充當する方針になっております。すなわち、日本専売公社については、所要額七億八千二百万円のうち、四億余万円を既定給与総額内から充當し、残りを予備費から二億余万円及び物件費、退官退職手当等の削減によってまかない、日本国有鉄道については、所要額九十億五千五百万円のうち、約三十六億余万円を既定給与総額内から充當し、残りを三十一年度の自然増収分から三十四億余万円及び予備費、退官退職手当からおのの十億円によつてまかない、また日本電信電話公社については、所要額三十五億六千二百万円のうち、十八億余万円は既定給与総額内から充當し、残りを三十一年度の自然増収分から十一億余万円及び予備費、退官退職手当の削減によつてまかなく、郵政事業特別会計については、所要額五十億三千二百万円のうち、約十億円を給与総額内から充當し、残りを予備費、退官退職手当、物件費等の削減による十九億余万円及び郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金の二特別会計及び日本電信電話公社からの受け入れ二十一億余万円によつてまかなくことになつております。以上の結果、予算総則に定められる給与総額は、それぞれ増額されることになりますが、今回から給与総額を基準内給与と基準外給与とに区分し、基準内給与総額の変更は、主務大臣が大蔵大臣と協議して承認を与えた場合に限ることとなりました。

臣から提案理由の説明を聞いた後、同日より本十三日まで五日間にわたり、岸内閣總理大臣並びに関係大臣に対し質疑を行いました。また、本日午前には、藤林仲裁委員長を参考人として出席を求め、裁定についての疑点をたださず等、審査に慎重を期して參りました。

不可能な場合は、十日以内に国会に議決を求むべきことを規定しているが、その後において移流用により可能となつたのが四現業の場合であり、補正予算の成立により可能となるのが三公会社一現業の場合である。いずれの場合においても、予算上、資金上可能な状態が発生すれば、議決案の方は議決の必要はないならない、自然消滅の取扱

分についても、経費の節減、企業努力等によつてカバーするから、事業遂行に支障はない。予備費の削減は、予算執行上の弾力性をそれだけなくすると、いうことは言えるが、予算全体の健全性をそこなうものではない」等の答弁がありました。

また藤林参考人に対しても、「裁定の

党を代表して安井委員が賛成、緑風会を代表して森委員が賛成、第十七控室の八木委員が賛成の討論を、それぞれ行われました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十二年度特別会計予算補正(特第2号)及び昭和三十二年度政府関係機関予算補正(機

臣から提案理由の説明を聞いた後、同日より本十三日まで五日間にわたり、岸内閣総理大臣並びに関係大臣に対し質疑を行いました。また、本日午前には、藤林仲裁委員長を参考人として出席を求め、裁定についての疑点をただす等、審査に慎重を期して参りました。

以下、これらの質疑のうち、予算に直接関連する若干の事項について簡単に御報告申し上げます。

すなわち、「今回の補正予算は、公法第十六条第二項に基く議決案と同時に提出されているが、予算が先に成立した場合には、議決案は流れ、国会の審議権が無視される結果になる。議決案に対する国会の議決があつた後に予算が筋ではないか、また補正予算の総額で給与総額を基準内と基準外に区分し、その流用は財政当局の承認を要することにしたのは、労使の紛争の自主的解決の能力を、さらに喪失させるものではないか、また予算単価と実行単価との格差は、労使の合理的な協定あるいは調停によりできたものであるから、その二分の一を削減することは裁定の完全実施にならないのではないか、残りの三分の二の部分は、来年度予算編成の際は基準内賃金として積算によって抽出しているが、このため、今後の給与問題の解決ないしは事業の遂行に支障を来たさないか、また、これまでによつて予算の健全性を貫き得ると思つか」等の質疑がありました。が、これに対しましては、政府側から、「公労法第十六条第二項は、予算上、資金上

不可能な場合は、十日以内に国会に議決を求むべきことを規定しているが、その後において移流用により可能となつたのが四現業の場合であり、補正予算の成立により可能となるのが三公社現業の場合である。いずれの場合においても、予算上、資金上可能な状態が発生すれば、議決案の方は議決の必要がなくなるので、自然削減の取扱いを願うのが妥当であり、従来にもこれに似た例がある。議決の対象がなくなるのであるから、審議権を無視することにはならない。三公社の給与総額を基準内と基準外に区分したのは、従来、三公社については給与総額だけを認め、その範囲内で、ある程度自由を認めていた結果、予算単価と実行単価との格差を生ずる結果になったので、このようなことを今後生じないようにするためにとった措置である。三分の一を削減したのは、これまでの格差は将来においてなくするようという裁定の趣旨に沿つたものであり、裁定の趣旨の第一は、千二百円を予算単価に加えることであり、しかも相当な給与改善でなければいけないというのであるから、三分の二を残したものである。しかば、この基準内給与に入れないと規定でなければならない」といふことであるから、三分の二を残したものである。また、このワクとは別に出せるのであるべース・ダウンにならない方法で削減させて行くつもりである。また財源捻出に伴う影響については、超勤手当等の削減は、昨年度の実績に基いて行なつたものであり、さらに業績手当は、このワクとは別に出せるのであるから心配はないと思う。その他の削減

分についても、経費の節減、企業努力等によってカバーするから、事業遂行に支障はない。予備費の削減は、予算執行上の彈力性をそれだけなくすると、いうことは言えるが、予算全体の健全性をそこなうものではない」等の答弁がありました。

また藤林参考人に対する、「裁定の趣旨は、主文第一項の予算単価に千二百円を加えることにあって、実行単価については、相当額の増額になるよう」ということは、政府にまかせていると解してよいか、実行単価と予算単価の格差を将来なくするという裁定の趣旨は、今日即時にやれという意味ではないのではないか、格差の三分の一を引いて予算措置をした政府の今回の態度は、裁定の完全実施でもなく、誠意をもつて尊重したことではないのではないか」などの質疑がありました。これに対して藤林参考人は、「実行単価を幾ら上げようとは仲裁裁定は指示していない、格差については将来解消されるべきだということで、今年からそういう意味ではない、主文第一項が実現されていれば裁定を実施したことにはなるが、三分の一を引いたことは労働問題を処理するという立場からは、必ずしも委員会の期待に沿うたものとは考えられない旨の答弁がありました。

このほか委員会における質疑は、本予算成立後の財政経済事情を初め、春國処分問題等、広く内外の諸問題に及びましたが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

党を代表して安井委員が賛成、緑風会を代表して森委員が賛成、第十七控室の八木委員が賛成の討論を、それぞれ行わされました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十二年度特別会計予算補正(特第2号)及び昭和三十二年度政府関係機関予算補正(機第1号)は、多數をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。永岡光治君。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました仲裁裁定に関する昭和三十二年度特別会計予算補正(特第2号)及び昭和三十二年度政府関係機関予算補正(機第1号)に対し、反対討論を行わんとするものであります。(拍手)

去る三月十五日夜、鈴木・岸会談におきまして、今次仲裁裁定は、政府においてこれを完全に実施するよう措置するということを約束をいたしたのであります。それにもかかわらず、岸内閣の提出されましたこの補正予算案は、裁定の不完全実施を内容とするものであります。それわれの断じて承認することのできないものであります。同時に、今次調停ないしは仲裁裁判の取扱いに関する政府の不誠意さはありません。態度に対しまして、抗議のためとにとられました関係労組の団体行動に対してとられた解雇を初めといたします約九百名に及ぶところの大量処分は、これまで岸本・岸会談の公約こ

反する政府の一方的な不当処分でありまして、岸内閣の反動性をみずから暴露したものとして、われわれの断じて討論を進めたいと思うものであります。(拍手) そもそも三公社五現業の職員に対する給与改訂は、國家公務員同様、昭和二十九年以来ほとんど見るべきものがないのであります。政府が言ふなどとく、神武以来の好況という昨今のこの状況にもかかわりませず、これら労働者諸君の生活はかえつて苦しくなって参つたのであります。従いまして、生活権擁護の立場から、これら労働組合の諸君が、月額二千円のベース・アップを要求いたしまして立ち上つたことは、理の当然と言わなければならぬのです。しかるに、政府及び公社当局は、誠意をもつてこれが解決に努力することを怠りまして、ベース改訂の要求が出来ますや間もなく、政府におきましては、公社当局におきましても、調停委員会にその解決を移しまして、責任の回避の態度に出で参つたのであります。調停委員会は、去る三月九日、三公社五現業の間に若干の相違がありましたが、大体におきまして月額千二百円の給与改訂を行はべきである。こういう調停案が労使双方に提示されたのであります。もとよりこの調停案の内容には、労使双方月額千二百円をもつて円満に解決をいたしなさい、こういうことが明確にうたわれておるのであります。従いまして、組合側におきましては、調停案を検討の結果、この調停案には、多くの不満など

ころがあるのでありますけれども、この際、忍びがたきを忍びましてこれを受諾するといひ、まわめて譲歩した態度に出で参つたのであります。わが党もまた、その態度を支持いたしましてこれを受諾するといひ、まわめて譲歩したのであります。政府及び公社当局に対しまして、すみやかに調停案を受諾し、予算措置を講ずるよう強く申し入れて参つたのであります。文書に書かなければ、それが理由になつていないという言いがかりをつけて参りました。同時に、三公社五現業に対しまして、大体において千二百円の金額、それは一律であるから、企業の内容において相違するから、一律に提示されるということについては、ふに落ちない。こういう二つの理由で受諾を拒否して参りました。しかして、仲裁委員会の裁定に待つたという態度に相なつたわけであります。

この際、この問題に関連いたしまして明瞭かにしなければなりませんのは、今次の不当な大量処分についてであります。前に述べましたような事情で、岸総理との間に、処分は慎重に取り扱うといふ公約がなされておつたにもかわらず、国鉄の二十八名の首切りを初めといたしまして、停職、減俸、戒告等々約九百名に及ぶところの大層処分を行つていうことは、一体何事でござりますか。政府みずからが調停について誠意を示さず、政府みずからが紛争を拡大しておいて、みずからの責任はたなに上げ、しかも、処分をいやがる公社当局に対しまして、政府がこれに政治介入をして参りましたことは、歴然たる事実があるものと考えるのであります。すなわち、処分の数のワクをきめまして、これを公社当局に押しつけて参りましたがために、それぞれの機関におきましては、そのワク内に当時はまるリストを作ることに大らわであつた形跡が濃厚であります。明らかに政府がこの不当なる処分に対しまして、政治介入をした事実が濃厚と断ぜざるを得ないのであります。このような労働運動弾圧政策でありましては、われわれは断じて許すことができないのであります。処分といふ恐喝をもつて労働運動を抑えようとするがごとき労働政策では、正常の労働慣行は決して芽はえてきもしないのでありますし、また、育ちもしないのであります。岸内閣には欠けたものが數々ございますが、中でも労働政策に至つては、もはや國の内外を通じての周知の事実に相なつておる次第であります。監督を促すゆえんでございま

さて、こうして三公社五一現業の間に、それぞれ異なるたる仲裁裁定の金額が提示されることを政府は期待いたしました。かつて、努力をいたしましたにかかわらず、四月九日の仲裁委員会より提示されました裁定は、さきの調停案同様、すべて月額千二百万円のベース・アップをしろといふ内容であつたわけであります。そこで、面目丸つぶれの政府は、たまたま裁定の文書の中に、給与の実行単価と予算単価は、将来これを解消するようにしなさいといふ要望の字句が書かれておつたのに言ひがかりをつけまして、給与の実行単価はやみ給与であるから、この際認めないと、うなづ前に立ちまして、昭和二十九年ないし昭和三十年度に労使双方において協約によつて決定を見ましたのであります。この予算案は、従いまして仲裁裁定を完全に実施をしておつて、この補正予算案の提出をして参つたのが、この予算案に反対する第一の理由であるわけです。政府は、給与の過去の分をやみ給与といふことであるものではございません。これが私たちは別であります。この予算案は、従いまして仲裁裁定を完全に実施をしておつて、宣伝をいたしておりますが、労使双方の団体交渉が長引いて、給与改訂の協約の調印が真夜中に及んだから、これをやみ給与といふのであるならば、これはあります。しかも、労使相互間に協約調印をされたところに従いまして、団体交渉の結果によりまして妥結をいたしまして、またようか、断じてやみではないのであります。しかも、労働大臣や、運輸

大臣が、みずから予算委員会において認めておりますように、この過去の給与については、労使双方には問題はないと言つておるのであります。公社当局と大蔵当局に責任がある、こういうことを言つております。その通りだとまで予算化していかつた責任は、あげて大蔵当局にあると言わねばならないのです。従いまして、過去の労使間の協定給与については、今日もまた承認する所存であります。(拍手)ところが政府は、みずから責任をなに上げまして実行給与をやみ給与として取り扱うことは、これは私たちとして断じて承認することができない問題であるわけであります。裁定に言うところの給与の実行単価と、それから予算単価を解消するという方法につきましても、団体交渉によつて妥結を見た実行給与をそのままにしておいて、予算単価を引き上げて近づけるというのが、これが筋であるわけであります。ところが政府の方は、すでにきまって実際払われているその給与額を引き下げて予算単価に近づけるといふ、こういう無謀なる態度に出てきたことは、これまで公労法の精神に反すると言わなければならぬのであります。従いまして、現在実行されております実行給与に、裁定額の千二百円をそつくり積み重ねて、そういう予算を組むのが当然であると考えられるにもかかわらず、過去の改訂分の三分の一を減額するがごときは、全くみみっちい不當なる補正予算案と断ぜざるを得ないし、

私たちの絶対に承認できないものであります。

行う所要額は約百九十億に及ぶのである

より要求してやまないものであります。(拍手)

内、基準外を含めまして、基準

はもとより、一般公務員に対しましては、職務権限を更古々（ごく）二三（にさん）回

私たちの絶対に承認できないものであります。政府は、本予算案は裁定を完全に実施するものと独断いたしたようでありますけれども、政府の照会に対する藤林仲裁委員長の回答、あるいはまた、予算委員会における藤林委員長の答弁にも明らかなるように、政府みずからがこれを照会いたしまして、予算委員会でも、これが完全に実施されたのか、完全に実施していないと、はつきり答弁いたしておる事実を見ましても、完全に実施したものとは考えられない予算案と見なければならぬのであります。なお、政府が期待しておりますたその仲裁委員会の答弁も、この前の予算委員会で岸總理も答弁をいたしておりましたが、相当慎重した、こういう答弁であります。相当は、どこまでも相当でありまして、相当の意味するものは、ある部分でありますて、完全を意味するものではないのです。従いまして、過去の給与改訂分の減額も、将来かりに政府が考慮することがあつたといたしましても、この際この減額を行うべきでは断じてないのであります。このような政府の予算措置は、仲裁裁定を完全に実施することを怠つた独善的、一方的不当措置と言わなればなりません。

行う所要額は約百九十九億に及ぶのであります。三十二年度の予算案は、そのような皆さんきわまるものであることを説明いたしておることにはかないものであります。わが日本社会党は、は、この三十二年度予算案に反対をいたしましたが、これに賛成をいたしました諸君は、どう考えるのでありますか、まさに政府に一ぱい食わされたと考えなければなりません。あいた口がふさがらないといふのは、このことを指すものと思うのであります。しかも、これを国鉄の場合に例をとつて見ますならば、裁定の実施に必要な財源は九十億であります。その中の三十六億は三十二年度、先般の三月三十一日に成立をいたしましたその給与予算の総額の中から捻出することになります。国鉄の財源がないといふことは、運賃値上げまで実施をしながら、しかも三月三十一日に成立したばかりの給与総額内に、三十六億といふ余裕があります。(拍手)このような国会の財源があるという、この三十二年度の予算案は、まことに皆さんきわまりないものと断しても差しつかえないものであります。(拍手)このような国会を侮辱するもはなはだしい岸内閣の予算案は、絶対に承認することができません。三十二年度予算案に賛成いた諸君も、再びこの補正予算案に賛成することはよめやないと思うのでありますけれども、わが日本社会党は、この不正きわまる予算案に対しまして、三十二年度の本予算を含めまして、もつとまじめな、了解できる予算を、信頼の置ける予算を再提出をする

より要求してやまないものであります。 (拍手)

反対の第三の理由は、第一の反対の理由の中にも述べましたけれども、政府は、過去の労使双方の協約に基く給与改訂分のうち、その三分の一を減額をいたしまして、三分の一をさしむき認めるということになつてゐるのであります。しかし、その三分の二の相当額の給与予算を基準内給与予算額に計上していいという政府の自己矛盾をこの際指摘しておきたいと思うのであります。政府の言う、やみ給与を認めないと、いうのであれば、この際補正予算において、前述の三分の二の相当額の基準内予算の増額を行うのが、私は最も妥当だと考えなければならぬと思うのであります。しかも実行単価と予算単価を一致させることに政府は努力するといふのでありますから、この際、なぜその三分の二の認めたところの予算を基準内予算の中に増額計上しないのであります。これこそ自己矛盾もはなはだしいのであります。(「してあるよ」と呼ぶ者あり)してあると、諸君がありますが、これは一部であります。一部であり、全部ではないのであります。いかに不勉強であるか、これをもつても明確であるわけございませんが、こういう状況に相なつておるので、私たちは絶対に承認することができないのであります。

内、基準外を合わせまして一本の給与
総額として、運用の妙味を發揮して
参ったのであります。今回これを改
悪いたしまして、給与予算を基準内と
基準外とに分けまして、流用を必要と
する場合には、たとえばこれを国鉄の
場合に例をとつて申し上げますなら
ば、運輸大臣と大蔵大臣とが協議をい
たしまして、その協議を経て運輸大臣
が承認をする、国鉄当局から出されま
したそれを承認する、そういうことで
初めて流用ができるということに改正
をされているのであります。これでは
紛争の解決を遅延せしめるばかりであ
りまして、ほとんど解決は困難になる
といつても、私は從来の実績から申し
上げまして、言い過ぎではないと思う
のであります。国鉄、電電等を公社に
いたしました意図は、やはり企業体と
いたしまして効率的な運営をはかるに
あつたはずであります。公社当局の
自動的かつ適切な企業の運営に期待す
る方が望ましいのであります。企業
の運営の実情に適することを労働条件
を決定するに当りまして、政府は一々
干渉がましいことを介入して参るとい
うことは、決して策を得たものではありません。
政府の企団は、労使双方
の団交に大きな制限を加えるものであ
りまして、公企労法の精神にも反する
ので、紛争解決を困難ならしめる、こ
のような政府改正案に対しましては、
これまた絶対に承認することのできな
いものであるわけであります。

裁認定を完全に実施することを怠った
独善的、一方的不当措置と言わなければ
なりません。

それから反対の第二の理由は、政府
の予算案は、きわめてざさんなもので
あって、信頼のできないものであると
いうことであります。すなわち、昭和
三十二年度予算案は、去る三月三十一
日に成立を見たばかりでございます。
にもかかわらず、成立の日より數日を
出でいたしまして、仲裁裁認定、これを

予算案は、まことにすんきわまりないものと断しても差しつかえないのです。あります。(拍手)このような国会を侮辱するものはなはだしい岸内閣の予算案は、絶対に承認することができません。三十二年度予算案に賛成した諸君も、再びこの補正予算案に賛成することはよもやないと思うのでありますけれども、わが日本社会党は、この不正きわまる予算案に対しまして、三十二年度の本予算を含めまして、もとより認め、了解できる予算を、信頼の置ける予算を再提出をする

諸君がありますか。これは一部であります。一部であり、全部ではないのであります。いかに不勉強であるか、これをもつても明確であるわけでござりますが、こういう状況に相なつておるので、私たちは絶対に承認することができないのであります。

反対の第四の理由は、予算総則の第十六条の改正であります。この改正は、公労法の精神に反するものであります。実際問題としても労使の紛争解決には役に立たず、むしろ支障になるという点であるわけであります。従

を決定するに至りまして、政府は一々干渉がましいことを介入して参るということは、決して策を得たものではございません。政府の企図は、労使双方の団交に大きな制限を加えるものであります。そして、公企労法の精神にも反するので、紛争解決を困難ならしめる、このような政府改正案に対しましては、これまた絶対に承認することのできないものであるわけであります。

最後に、公労法のこれまでの運用の経験に従いまして、われわれはこの際、三公社五現業の諸君に対しまして

す。罷業権を与えた中で、労使双方がよりよき労働慣行を作り上げて行くべきだ。これは今次仲裁裁定をめぐつての尊い教訓であつたと思ふのであります。今朝來、新聞紙上に報道されるところによりますと、政府は近く公企労法を改悪いたしまして、いよいよ労働運動に弾圧を加えようといふ改悪の方向が打ち出されつつあるわけであります。これがこそ、明らかに憲法で保障されておりまする団体行動権、団体交渉権、団結権の否認を意味するものでありまして、この際、この紛争をめ

裁定を完全に実施することを意った
裁判的、一方的不當措置と言わなければ
なりません。

それから反対の第二の理由は、政府
の予算案は、まわめてすさんななもので
あって、信頼のできないものであると
いうことであります。すなわち、昭和
三十二年度予算案は、去る三月三十一
日に成立を見たばかりでございます。
にもかかわらず、成立の日より數日を
出でいたしまして、仲裁裁判、これを
予算案は、またことにすさんきわまりないものと断じても差しつかえないの
であります。(拍手)このような国会
を侮辱するもなはだしい岸内閣の
予算案は、絶対に承認することがで
きません。三十二年度予算案に賛成し
た諸君も、再びこの補正予算案に賛成
することはよもやないと思うのであり
ますけれども、わが日本社会党は、
この不正きわまる予算案に対しまし
て、三十二年度の本予算を含めまし
て、もつとまじめな、了解できる予算
を、信頼の置ける予算を再提出をする

諸君がありますか。これは一部であります。一部であり、全部ではないのであります。いかに不勉強であるか、これをもつても明確であるわけでござりますが、こういう状況に相なつておるので、私たちは絶対に承認することができないのであります。

反対の第四の理由は、予算総則の第十六条の改正であります。この改正は、公労法の精神に反するものであります。実際問題としても労使の紛争解決には役に立たず、むしろ支障になるという点であるわけであります。従

を決定するに至りまして、政府は一々干渉がましいことを介入して参るということは、決して策を得たものではございません。政府の企図は、労使双方の団交に大きな制限を加えるものであります。そして、公企労法の精神にも反するので、紛争解決を困難ならしめる、このような政府改正案に対しましては、これまた絶対に承認することのできないものであるわけであります。

最後に、公労法のこれまでの運用の経験に従いまして、われわれはこの際、三公社五現業の諸君に対しまして

す。罷業権を与えた中で、労使双方がよりよき労働慣行を作り上げて行くべきだ。これは今次仲裁裁定をめぐつての尊い教訓であつたと思ふのであります。今朝來、新聞紙上に報道されるところによりますと、政府は近く公企労法を改悪いたしまして、いよいよ労働運動に弾圧を加えようといふ改悪の方向が打ち出されつつあるわけであります。これがこそ、明らかに憲法で保障されておりまする団体行動権、団体交渉権、団結権の否認を意味するものでありまして、この際、この紛争をめ

官報(号外)

ぐつて得ました尊い経験に基きまして、これを無意味に終らせることがなく、三公社五現業あるいは公務員等につきましても、罷業権を復活させるよう、次期国会に提案されることを強く要望いたしまして、私の反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 左藤義謙君。

[左藤義謙君登壇、拍手]

○左藤義謙君 自由民主党を代表して、本年度特別会計予算補正(特第2号)及び政府関係機関予算補正(機第1号)に対し、賛成の討論をいたしました。そもそも仲裁制度というものは、公正なる第三者の判定によって労使間の紛争を最終的に解決するため設けられた制度であり、特に三公社五現業においては、各企業の有する公共性にかんがみ、一切の争議行為を禁止されておる労働者の権利保全という面を持つのでありますから、仲裁の結果出された裁定を当事者双方が尊重し、これに最終的に服従すべきであることはもちろん、政府においても、公労法第三十五条の規定を待つまでもなく、これを尊重し、裁定が完全に実施されるように努力すべきであることは申すまでもありません。この点と関連して、今回の仲裁裁定の実施をめぐり、予算委員会においても、ただいま議題となつております両補正予算につき、これによつて仲裁裁定が果して完全に実施されることになるのかどうかといふことが最も問題とされたのであり

ます。私は詳細に仲裁裁定及び補正予算の内容を検討いたしました結果、今回両補正予算は、公共企業体等労働委員会の仲裁裁定の趣旨を十分に尊重し、これを完全に実施するために必要な要望いたしまして、私の反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 左藤義謙君。

[左藤義謙君登壇、拍手]

○左藤義謙君 自由民主党を代表して、本年度特別会計予算補正(特第2号)及び政府関係機関予算補正(機第1号)に対し、賛成の討論をいたしました。そもそも仲裁制度といふものは、公正なる第三者の判定によって労使間の紛争を最終的に解決するため設けられた制度であり、特に三公社五現業においては、各企業の有する公共性にかんがみ、一切の争議行為を禁止されておる労働者の権利保全という面を持つのでありますから、仲裁の結果出された裁定を当事者双方が尊重し、これに最終的に服従すべきであることはもちろん、政府においても、公労法第三十五条の規定を待つまでもなく、これを尊重し、裁定が完全に実施されるように努力すべきであることは申すまでもありません。この点と関連して、今回の仲裁裁定の実施をめぐり、予算委員会においても、ただいま議題となつております両補正予算につき、これによつて仲裁裁定が果して完全に実施されることになるのかどうかといふことが最も問題とされたのであり

ます。私は詳細に仲裁裁定及び補正予算の内容を検討いたしました結果、今回両補正予算は、公共企業体等労働委員会になつた質問に対し、同委員会の旨を述べており、これと主文第一項及び理由第一との関係が問題になるのであります。この点について政府から委員会に答へた質問に対し、同委員会は、千二百円がそのまま実行単価に積み上げられるものではないが、相当程度の現実的給与改善措置を企図している旨回答しております。藤林委員長は、衆議院において、政府がこの格差縮小を今回の給与改訂から行うことについて、裁定に反するとは考へない旨を表明しておる。本日重ねて本院予算委員会においても、政府の措置は、裁定書の趣旨に對し、不満を述べる点は少しもないと言明をされておるのであります。(拍手)

以上諸点について、今回の両補正予算を見ますと、政府においては、この公労委の回答及び仲裁裁定の趣旨を十分尊重して、基準内予算単価に千二百円を積み上げるとともに、右五百二十円をまるまる千二百円の中に含めることなく、從来の五百二十円に充てられて、原資の約三分の一に相当する額を、千二百円増額の財源に充当するといふ措置をとつておるのであります。以上の諸点によつて、裁定の趣旨を実行するにあつては、その主文第一項に記載したとおり、三十二年一月の調停案に基く、いわゆる第一項確定分の六百円がこの中に含まれることはもちろん、この確定分以外の予算単価と実行単価との格差五百二十円も千二百円の中に含まれることとなり、かくては實質的には八十円のベース・アップとなつてもいたし方がないといふことになります。

これが主文の趣旨であります。しかししながら、一方、今回の仲裁裁定は、その理由第三において、予算単価と実行

単価との格差については、将来これが合理的に縮小されるよう制度上、実行上、関係当局において留意する必要があると認めるものであります。(拍手)

したのを検討いたしました結果、今しづかに指摘されておりますように、その内容において不分明な点があり、その解釈に苦しむ点も多いのであります。紛争の最終的解決のための裁定が、かかるものであつてよいのかどうかということにつきましては、非常に疑問を持つのであります。この点は別にいたしまして、今回の仲裁裁定の趣旨とするところが、その主文第一項に記載したとおり、三十二年一月の調停案に基く、いわゆる第一項確定分の六百円がこの中に含まれることはもちろん、この確定分以外の予算単価と実行単価との格差五百二十円も千二百円の中に含まれることとなり、かくては實質的には八十円のベース・アップとなつてもいたし方がいいといふことになるのであります。

これが主文の趣旨であります。しかししながら、一方、今回の仲裁裁定は、その理由第三において、予算単価と実行

用するときは主務大臣の承認を要することとしたことに關し、かかる措置はある旨を述べており、これと主文第一項及び理由第一との関係が問題になるのであります。この点について政府から委員会に答へた質問に対し、同委員会は、千二百円がそのまま実行単価に積み上げられるものではないが、相当程度の現実的給与改善措置を企図している旨回答しております。藤林委員長は、衆議院において、政府がこの格差縮小を今回の給与改訂から行うことについて、裁定に反するとは考へない旨を表明しておる。本日重ねて本院予算委員会においても、政府の措置は、裁定書の趣旨に對し、不満を述べる点は少しもないと言明をされておるのであります。(拍手)

以上の諸点について、今回の両補正予算を見ますと、政府においては、この公労委の回答及び仲裁裁定の趣旨を十分尊重して、基準内予算単価に千二百円を積み上げるとともに、右五百二十円をまるまる千二百円の中に含めることなく、從来の五百二十円に充てられて、原資の約三分の一に相当する額を、千二百円増額の財源に充当するといふ措置をとつておるのであります。以上の趣旨によつて、裁定の趣旨を実行するにあつては、その主文第一項に記載したとおり、三十二年一月の調停案に基く、いわゆる第一項確定分の六百円がこの中に含まれることはもちろん、この確定分以外の予算単価と実行単価との格差五百二十円も千二百円の中に含まれることとなり、かくては實質的には八十円のベース・アップとなつてもいたし方がいいといふことになるのであります。

これが主文の趣旨であります。しかし

用するときは主務大臣の承認を要することとしたことに關し、かかる措置はある旨を述べており、これと主文第一項及び理由第一との関係が問題になるのであります。この点について政府から委員会に答へた質問に対し、同委員会は、千二百円がそのまま実行単価に積み上げられるものではないが、相当程度の現実的給与改善措置を企図している旨回答しております。藤林委員長は、衆議院において、政府がこの格差縮小を今回の給与改訂から行うことについて、裁定に反するとは考へない旨を表明しておる。本日重ねて本院予算委員会においても、政府の措置は、裁定書の趣旨に對し、不満を述べる点は少しもないと言明をされておるのであります。(拍手)

以上の諸点について、今回の両補正予算を見ますと、政府においては、この公労委の回答及び仲裁裁定の趣旨を十分尊重して、基準内予算単価に千二百円を積み上げるとともに、右五百二十円をまるまる千二百円の中に含めることなく、從来の五百二十円に充てられて、原資の約三分の一に相当する額を、千二百円増額の財源に充当するといふ措置をとつておるのであります。以上の趣旨によつて、裁定の趣旨を実行するにあつては、その主文第一項に記載したとおり、三十二年一月の調停案に基く、いわゆる第一項確定分の六百円がこの中に含まれることはもちろん、この確定分以外の予算単価と実行単価との格差五百二十円も千二百円の中に含まれることとなり、かくては實質的には八十円のベース・アップとなつてもいたし方がいいといふことになるのであります。

これが主文の趣旨であります。しかし

昭和三十一年五月十三日 參議院会議録第三十四号

六三四

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定額	一部	十五	円
(但一隻貰新江二十一)			
發行所			
東京都新宿区市谷本村山一五			
大藏省印刷局			
貯蓄九改印			
支那官署			